

令和８年度 第１回長浜市福祉有償運送運営協議会 会議録	
日 時	令和８年８月２５日（火） １３：００～１４：３５
場 所	長浜市役所本庁舎３階 コミュニティルーム３－Ｂ
出席者	出席：加納会長、大橋副会長、雨森委員、松尾委員、大西委員、谷口委員、野田委員、江川委員（計８名） 欠席：星野委員（計１名） 傍聴者：なし 事務局：長浜市しょうがい福祉課（小寄課長、富永課長代理、片山係長、西野主幹、三家主事）
審議結果	*更新登録の申請について （申請事業所：特定非営利法人きーなほくほく、社会福祉法人ひだまり、一般社団法人香友会 計３事業所） ⇒承認
１．開 会 課長あいさつ／委員自己紹介／事務局紹介 《内容省略》 ２．協議事項 （１）会長・副会長の選出について 事務局提案により、会長は加納委員、副会長は大橋委員が就任となりました。 *会議成立の報告《内容省略》 （２）会議の公開について 議 長：次第の３（２）「会議の公開について」ですが、「附属機関の会議の公開等に関する要綱第２条」の規定により会議の公開又は非公開の決定は、会議の冒頭に当該附属機関の長がその会議に諮って行うものされています。 本日の協議内容について、公開することに異議のある方は挙手をお願いします。 ～挙手なし～ 異議なしと認めます。 それでは、本協議会の会議録については原則通り公開とさせていただきます。 （３）更新登録の申請について 議 長：次第の２（３）「更新登録の申請について」に入ります。 まず、配布されている資料「制度概要について」事務局より説明願います。 事務局：配布資料「制度概要について」説明 《内容省略》 議 長：ただいまの事務局からの説明をお聞きしますと、福祉有償運送が、移動困難な方にと	

って必要不可欠な移動手段となっていると個人的には感じておりますが、委員の皆様はいかがでしょう。

～委員より指摘・意見等なし～

福祉有償運送は引き続き必要であるとします。

つづきまして、今回申請のありました事業所及び申請書類等について、事務局より説明のあと、事業所へヒアリングと質疑応答を行います。

ではまず、「特定非営利活動法人きーなほくほく」の申請書類について、事務局より説明願います。

事務局：「特定非営利法人きーなほくほく」申請書類について説明《内容省略》

申請内容についてご不明点などがありましたら、この後入室される申請者に直接質問していただければと思いますが、その他何か事務局あてにご質問ございましたら伺います。いかがでしょう。

委員：資料のタクシー料金について、令和7年9月に値上げされていますが、値上げ前の額となっています。修正をお願いします。

議長：それでは、事業所にヒアリングと質疑応答を行います。
『特定非営利活動法人きーなほくほく』の入室を認めます。

～入室（特定非営利活動法人きーなほくほく）～

議長：それでは、特定非営利活動法人きーなほくほくから、更新登録の申請についての説明をお願いします。

申請者：申請内容について説明 《内容省略》

議長：ありがとうございました。
それでは委員の皆様から申請者に質問がございましたらお願いします。

委員：資料「福祉輸送サービス事業運行規約」第五条で運行管理体制を別表の通り定めるとありますが、別表とは「運行管理の体制等を記載した書類」のことですか。

申請者：その通りです。

委員：運行管理・整備管理に係る指揮命令系統では運行管理の責任者の代行者とされている方が、事故処理連絡体制では事故対応の責任者とされています。代行者の方が事故対応の方では責任者をされていることに理由はありますか。

申請者：運行管理責任者も運行管理の責任者の代行者も、運行管理責任者の年1回の講習を毎年受けています。今後、運行管理の責任者の代行者の方にも、経験を積んでいただきたいと思います。事故対応の際は、運行管理責任者等でもサポートできるような体制にしています。

委員：時間制運賃と距離制運賃の違いはどのようにされていますか。

申請者：基本は全員時間制です。会員は基本的にいつも同じルートのため、利用者の負担が少ないように時間制と距離制を使い分けています。たとえば、とても近いところに行かれる際には、時間制より距離制の方が安くなります。新規の方で単発利用で守山に行かれる、などの場合は、個別に相談しています。毎日使われる方や週何回定期定期に利用される方などは、利用者の負担を軽減していきたいと思っています。個別の事情によって相談しています。

議長：他に質問等ございませんでしょうか。なければ申請者は退室してください。
～退室（特定非営利活動法人きーなほくほく）～

議長：委員の皆様、よろしいでしょうか。
続きまして、社会福祉法人ひだまりの申請書類について、事務局より説明願います。

事務局：『社会福祉法人ひだまり』申請書類について説明＜内容省略＞

委員：利用者会員がタクシーを利用できない理由について、「本人の障害等の程度も含めて、タクシーが利用できない理由を具体的に記入してください」とあるため、もう少し具体的に書いていただかなくて良いのでしょうか。本来は、単独でタクシーを利用できない理由を書いていただく必要があると思います。車いすを利用しているため乗車が困難という理由だけでは、ユニバーサルデザインのタクシーなどが利用できます。

事務局：事業所にも確認させていただきますが、この後事業所に直接質問していただければと思います。

委員：利用者の介護度も異なっており、それぞれに状況も違うかと思いますが、全員同じ理由になっています。

議長：それでは、事業所にヒアリングと質疑応答を行います。
『社会福祉法人ひだまり』の入室を認めます。

～入室（社会福祉法人ひだまり）～

議長：それでは、社会福祉法人ひだまりから、更新登録の申請についての説明をお願いします。

申請者：申請内容について説明 《内容省略》

議長：ありがとうございました。

それでは委員の皆様から申請者に質問がございましたらお願いします。

委員：利用者会員がタクシーを利用できない理由について、単独で利用できない理由はなんでしょうか。それぞれの方で理由も異なると思います。

申請者：ほとんどが、自分でタクシーに乗れない方で、車いすで他人の介助が必要な方です。

委員：一人では利用できないため一般のタクシーは利用できないということであれば、そのように書いていただければ良いかと思います。

委員：会員によって介護度が異なりますが、すべての方が車いすで単独での利用が困難なのでしょうか。

申請者：そうです。

議長：他に質問等ございませんでしょうか。なければ申請者は退室してください。

～退室（社会福祉法人ひだまり）～

議長：委員の皆様、よろしいでしょうか。

続きまして、一般社団法人香友会の申請書類について、事務局より説明願います。

事務局：『一般社団法人香友会』申請書類について説明《内容省略》

委員：「福祉有償運送に係る自家用自動車の使用に関する契約書」について、甲と乙が同一人物ですが、問題ないですか。

事務局：確認し、修正必要であれば、修正いただきます。

議長：それでは、事業所にヒアリングと質疑応答を行います。

『一般社団法人香友会』の入室を認めます。

～入室（一般社団法人香友会）～

議長：それでは、一般社団法人香友会から、更新登録の申請についての説明をお願いします。

申請者：申請内容について説明 《内容省略》

議長：ありがとうございました。

それでは委員の皆様から申請者に質問がございましたらお願いします。

委員：申請から現在まで、事業を実施できなかったということですが、事業をされていなかったことによって不都合はありませんでしたか。

申請者：今までは、利用者負担は無償で、事業所の持ち出しで実施していました。利用者には、その旨説明しています。

委員：すべてが持ち込み車両ですが、事故などが起こった際に持ち込み者の負担はどのようになりますか。

申請者：持ち込み車両について、加入されている保険に加えて福祉有償運送の持ち込み車両となることで必要な保険料については、法人で負担しています。

議長：他に質問等ございませんでしょうか。なければ申請者は退室してください。

～退室（一般社団法人香友会）～

議長：それでは、次第2の（3）ウ個別審査に入ります。3つの事業者から提出された更新登録の申請について、合意するかどうかご意見をお伺いしたいと思います。審査は1件ずつ行います。

はじめに、『特定非営利活動法人きーなほくほく』から出された更新登録の申請について、合意するかどうかご意見をお伺いしたいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

～委員の意見なし～

議長：では、採決に入ります。

特定非営利活動法人きーなほくほくの更新登録の申請について、合意される方は挙手をお願いします。

【賛成：8名（出席委員 全員挙手）】

議長：特定非営利活動法人きーなほくほくの更新登録の申請については合意に決しました。

続きまして、『社会福祉法人ひだまり』から出された更新登録の申請について、合意するかどうかご意見をお伺いしたいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

委員：先ほどの、申請書の「利用者がタクシー会員を利用できない理由」について、修正をお願いします。

事務局：修正いただき、運輸支局提出時には修正したものを提出いただくように伝えます。

委員：車いすを利用されている方は、話すだけで体に緊張が起こったり、タクシー会社の方だと知らない方で話せなくなったりしてしまう。事細かに書くとプライベートなことにもなってしまい申請者としては苦勞して書いているところでもあるので、ご理解いただけるとと思う。

議長：では、採決に入ります。

社会福祉法人ひだまりの更新登録の申請について、合意される方は挙手をお願いします。

【賛成：8名（出席委員 全員挙手）】

議長：社会福祉法人ひだまりの更新登録の申請については合意に決しました。

なお、先ほどご意見のありました、「利用注册会员がタクシーを利用できない理由」の内容修正については、協議結果として申請者に通知することといたします。

続きまして、『一般社団法人香友会』から出された更新登録の申請について、合意するかどうかご意見をお伺いしたいと思います。委員の皆様いかがでしょうか

～委員の意見なし～

議長：では、採決に入ります。

一般社団法人香友会の更新登録の申請について、合意される方は挙手をお願いします。

【賛成：8名（出席委員 全員挙手）】

議長：一般社団法人香友会の更新登録の申請については合意に決しました。

議長：それでは、これで本日の議事につきましては、すべて終了しましたので、事務局へ進行をお返しします。

事務局：加納会長様ありがとうございました。

本日は、委員の皆様方には長い時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

最後に、「その他」ということで、委員のみなさまから何かございますでしょうか。

3. その他

～委員の意見等なし～

4. 閉会